

中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2017年12月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1 TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009 業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

毎月の源泉徴収の金額が変わります

配偶者控除の見直しが行われたことにより、平成30年分以降の給与計算において、「扶養親族等の数の計算方法」が変更されます。

具体的には、今までは、配偶者の合計所得金額が38万円以下(給与だけの場合は年収103万円以下)であれば、扶養親族等の数を1人とカウントして毎月の源泉徴収の金額を計算していました。

平成30年1月以降支払い分の給与計算においては、以下の表のように変更になります。

		納税者本人の年収			
		1,120 万円以下	1,120 万円超	1,170 万円超	1,220 万円超
		1,120 万万以下	1,170 万円以下	1,220 万円以下	1,220 万元
配偶者の年収	103 万円以下	1人	0人(※1)	0人(※1)	0人(※1)
			(今までは1人)	(今までは1人)	(今までは1人)
	103 万円超	1人(※2)	0人	0人	0人
	150 万円以下	(今までは0人)			
	150 万円超	0人	0人	0人	0人

- ※1 納税者本人の所得制限が設けられたことにより、配偶者の年収が 103 万円以下でも、納税者本人の年収が 1,120 万円を超えれば扶養親族等の数を 0 人とカウントして計算します。
- ※2 納税者本人の年収が1,120万円以下、かつ、配偶者の年収が150万円以下であれば、扶養親族等の数を1人とカウントして計算します。

(青山 記)

下記日程にて年末年始休みをいただきます。よろしくお願いいたします。

休業日:12月29日(金)~1月4日(木)

